

季刊

労働おきなわ

2013 Spring

No.121



沖縄県商工労働部労政能力開発課

労働相談窓口

フリーダイヤル



0120-610-223

労働おきなわ

2013 Spring No.121

目次

◆ Relay Essay

公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会

就職・生活支援パーソナル・サポート・センター

総合コーディネーター兼パーソナル・サポート・アドバイザー

濱里正史…………… 1

◆ 平成24年度労働組合基礎調査結果の概要…………… 2

◆ ワークライフ・バランス企業認証式…………… 6

◆ ワークライフ・バランス企業認証制度…………… 7

◆ 平成25年度前期技能検定受験の案内…………… 8

◆ 「平成25年度前期技能五輪沖縄県予選大会」

参加希望選手募集…………… 9

◆ INFORMATION

・石綿による健康被害の救済について…………… 10

・労働条件通知書を交付していますか…………… 11

・改正育児・介護休業法等について…………… 11

◆ 労働委員会だより…………… 12

◆ 労働相談…………… 13

◆ 労働経済指標…………… 14



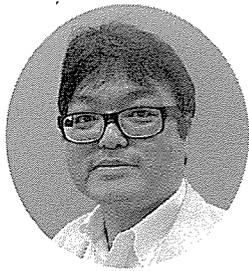
◀表紙の写真

オクラレルカ（アヤメ科）

長く尖った特徴的な葉は、生け花の花材として広く用いられている。花はアイリスという名称で知られている。薄紫の花と濃い緑の葉。開花期は3月下旬～4月下旬。

撮影場所：大宜味村喜如嘉

撮影者：城間 博正



「パーソナル・サポート」という取り組みから 見えてきたこと

公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会
就職・生活支援パーソナル・サポート・センター
総合コーディネーター 濱 里 正 史

ご存知の方は少ないかと思いますが、2010年度から内閣府のモデルプロジェクトとしてはじまった、パーソナル・サポート(PS)が2012年度で終了します。

PSは、利用者に対してパーソナル・サポーターが個別かつ継続的に相談を行って問題を整理・把握し、既存支援のコーディネート(つなぎ)や新たな支援の開拓などにより、日常生活自立・社会生活自立・経済的自立を促進する、総合的な生活・就労支援制度として構想されました。その特徴は、対象者や分野を限定せず、これまで別々に行われがちであった生活支援と就労支援を一体的に行うことにより、生活困窮者・就労困難者の支援を継続的に実施する点にあります。

約2年5か月に及ぶ沖縄PSセンターの取り組みからは様々なことが見えてきましたが、ここでは、主な5つの点を指摘したいと思います。

1つめは、スクリーニング機能の重要性です。相談者の中には、ご自分の問題・課題が何なのか分からないという方が結構いらっしゃいます。そうした方々に対しては、成育歴から困窮に至った経緯、現在の生活状況などを、時間をかけて聞き出しながら、ご本人と一緒に問題・課題を解きほぐし、どういう支援が必要なのかを明らかにすることが第一歩として重要です。

2つめは、つなぎ・コーディネート機能の重要性です。問題・課題が何であるかが分かったとしても、どこにそうした問題・課題に対応してくれる機関があるのか、ご自分で探せる方は普通いらっしゃいません。したがって、必要な支援をしてもらえる機関につなげる、あるいは問題・課題領域が複数にわたる場合は、関係機関同士をコーディネートすることが必要になります。

3つめは、同行支援機能の重要性です。必要な支援をしてもらえる所が分かったとしても、

一人では、移動手段がなくて行けない、敷居が高く行けない、行ったとしても自分のことをきちんと説明する自信がない、といった方も多くいます。時間がたてばたつほど状況が悪化することが分かっているなかで、適切な支援に迅速につなげるための同行支援はどうしても必要になります。

4つめは、PS的総合支援は、福祉系支援にも就労系支援にも必要だということです(理想は両者の完全な一体化ですが)。その主な理由・根拠として、①相談者にとって福祉系・就労系という区分けはあまり意味がない、②同じ人であっても、その時々によって必要な支援が福祉・就労という分野を超えて変化する、③最初は福祉系支援が適切に見えても、実は就労系支援の方が有効だったという事例が多くある、④逆に就労系支援が適切に見えても、実は福祉系支援が有効だったという事例も同じように多くある、⑤支援途中で担当者を完全に切り替えるのは不適切、といったことが挙げられます。

最後に、相談者の84%は仕事に関する問題を抱えており、職場環境の改善を含むトータルな就労施策の充実の重要性を指摘しておきます。

冒頭述べたように、内閣府モデルプロジェクトとしてのPSは2012年度で終了しますが、そこで蓄積された知見・ノウハウ・仕組み、問題・課題は、2013年度からはじまる厚労省の生活困窮者支援制度(生活支援戦略)に引き継がれ、2年間のモデル期間を経て、2015年度から市町村レベルをベースとした恒久制度として本格始動することとされています。

PSに関わった者の責務として、沖縄県における生活困窮者支援制度が、生活困窮者・就労困難者の方々の実態に即した充実したものとなるよう尽力していく所存ですので、多くの方々のご理解とご協力をお願いいたします。

平成 24 年度労働組合基礎調査結果の概要

1 労働組合及び労働組合員の状況

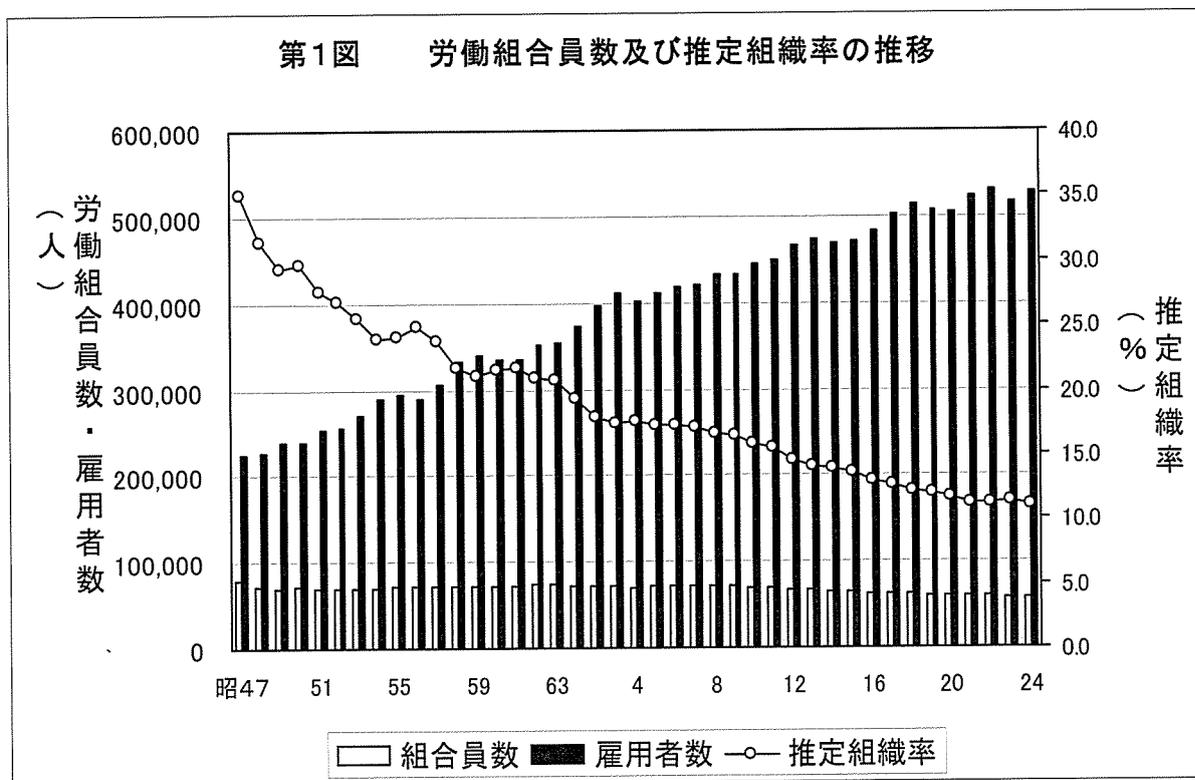
平成 24 年 6 月 30 日現在における沖縄県の労働組合数は 500 組合、労働組合員数は 58,271 人で、前年に比べ、労働組合数は 6 組合の減 (△ 1.2%)、労働組合員数は 215 人の減 (△ 0.4%) となった。

また、推定組織率は、11.0% となり、前年の 11.3% から 0.3 ポイントの減少となった。(第 1 表、第 1 図)

第 1 表 労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移

年	労働組合数	労働組合員数	雇用者数	推定組織率 (%)	対前年増減数		対前年増減率 (%)	
					組合数	組合員数	組合数	組合員数
H19	518	60,531	507,000	11.9	25	△ 1,513	5.1	△ 2.4
20	508	59,030	504,000	11.7	△ 10	△ 1,501	△ 1.9	△ 2.5
21	512	58,636	524,000	11.2	4	△ 394	0.8	△ 0.7
22	504	58,786	530,000	11.1	△ 8	150	△ 1.6	0.3
23	506	58,486	517,000	11.3	2	△ 300	0.4	△ 0.5
24	500	58,271	528,000	11.0	△ 6	△ 215	△ 1.2	△ 0.4

(注) 「雇用者数」は、「労働力調査」の各年 6 月分の数値である。



2 産業別の状況

労働組合員数を産業別にみると、「公務」が最も多く、11,269人(全体の19.3%)、次いで、「サービス業」が6,307人(同10.8%)、「卸売業、小売業」が6,009人(同10.3%)、「教育、学習支援業」が5,746人(同9.9%)、「医療、福祉」が5,709人(同9.8%)、「金融業、保険業」が5,483人(同9.4%)の順となっている。

前年に比べ増加幅が大きかったのは、「卸売業、小売業」の442人(7.9%)と「分類不能の産業」の139人(86.3%)で、逆に、減少幅が大きかったのは、「公務」の458人(△3.9%)、「サービス業」が187人(△2.9%)、「宿泊業、飲食サービス」が68人(△7.8%)、「複合サービス事業」が46人(△1.2%)等であった。(第2表)

第2表 産業別労働組合数及び労働組合員数

産 業	労 働 組合数	労 働 組合員数	構成比(%)		対前年増減数		対前年増減率(%)	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
全 産 業	500	58,271	100.0	100.0	△ 6	△ 215	△1.2	△ 0.4
農 業、林 業、漁 業	1	10	0.2	—	0	0	0.0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0.0	0.0	0	0	—	—
建 設 業	17	1,520	3.4	2.6	1	6	6.3	0.4
製 造 業	42	1,544	8.4	2.7	0	△ 43	0.0	△ 2.7
電気・ガス・熱供給・水道業	27	2,143	5.4	3.7	0	4	0.0	0.2
情 報 通 信 業	23	2,394	4.6	4.1	△ 1	△ 17	△4.2	△ 0.7
運 輸 業、郵 便 業	69	4,271	13.8	7.4	1	24	1.5	0.6
卸 売 業、小 売 業	39	6,009	7.8	10.3	1	442	2.8	7.9
金 融 業、保 険 業	41	5,483	8.2	9.4	△ 5	12	△10.9	0.2
不動産業、物品賃貸業	5	261	1.0	0.4	0	△ 7	0.0	△ 2.6
学術研究、専門・技術サービス業	13	424	2.6	0.7	△ 1	△ 8	△ 7.1	△ 1.9
宿泊業、飲食サービス業	12	806	2.4	1.4	△ 1	△ 68	△ 7.7	△ 7.8
生活関連サービス業、娯楽業	3	192	0.6	0.3	0	△ 18	0.0	△ 8.6
教 育、学 習 支 援 業	28	5,746	5.6	9.9	0	△ 8	0.0	△ 0.1
医 療、福 祉	39	5,709	7.8	9.8	0	18	0.0	0.3
複 合 サ ー ビ ス 事 業	42	3,883	8.4	6.7	1	△ 46	2.3	△ 1.2
サービス業(他に分類されないもの)	8	6,307	1.6	10.8	△ 3	△ 187	△27.3	△2.9
公務(他に分類されるものを除く)	87	11,269	17.4	19.3	0	△ 458	0.0	△ 3.9
分 類 不 能 の 産 業	4	300	0.8	0.5	1	139	50	86.3

- (注) 1. 「分類不能の産業」は、複数の産業の労働者で組織されている労働組合である。
 2. 「—」は、該当数値はあるが四捨五入の結果、表彰単位に満たない数値、又は算出できない数値である。

3 企業規模別（民営企業）の状況

民営企業の労働組合員数は、31,727人で、前年に比べ282人増加(0.9%)した。

これを企業規模別にみると、1,000人以上規模が16,439人(全体の51.8%)と5割を超え、300～999人規模が4,767人(同15.0%)、100～299人規模が5,940人(同18.7%)、30～99人規模が2,475人(同7.8%)、29人以下規模が539人(同1.7%)、その他が1,567人(同5.0%)となっている。(第3表)

第3表 企業規模別（民営企業）労働組合数及び労働組合員数

企業規模	労働組合数	労働組合員数	構成比(%)		対前年増減数		対前年増減率(%)	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
計	376	31,727	100.0	100.0	△5	282	△1.3	0.9
1,000人以上	101	16,439	26.9	51.8	△2	362	△1.9	2.0
300～999人	41	4,767	10.9	15.0	1	△28	2.5	△0.6
100～299人	87	5,940	23.1	18.7	2	14	2.4	0.2
30～99人	83	2,475	22.1	7.8	△3	△70	△3.5	△2.8
29人以下	51	539	13.6	1.7	△4	△7	△7.3	△1.3
その他	13	1,567	3.4	5.0	1	11	8.3	0.7

(注)「その他」は、複数の企業の労働者で組織されている労働組合である。

4 適用法規別の状況

適用法規別の労働組合員数をみると、「労働組合法」が37,812人(全体の64.9%)と約65%を占め、次いで、「地方公務員法」14,425人(同24.8%)、「地方公営企業等の労働関係に関する法律(地公労法)」2,973人(同5.1%)、「国家公務員法」1,952人(同3.3%)、「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(特労法)」709人(同1.2%)、「船員法」400人(0.7%)の順となっている。

前年に比べ、増加幅が大きいものは「労働組合法」で134人(0.4%)、逆に、減少幅の大きいものは、「国家公務員法」の136人(△6.5%)、「地方公務員法」の126人(△0.9%)、「特労法」の111人(△13.5%)となっている。(第4表)

第4表 適用法規別労働組合数及び労働組合員数

適用法規	労働組合数	労働組合員数	構成比(%)		対前年増減数		対前年増減率(%)	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
計	500	58,271	100.0	100.0	△6	△215	△1.2	△0.4
労働組合法	384	37,812	76.8	64.9	△6	134	△1.5	0.4
特労法	5	709	1.0	1.2	0	△111	0.0	△13.5
地公労法	10	2,973	2.0	5.1	0	24	0.0	0.8
国家公務員法	29	1,952	5.8	3.3	0	△136	0.0	△6.5
地方公務員法	71	14,425	14.2	24.8	0	△126	0.0	△0.9
船員法	1	400	0.2	0.7	0	0	0.0	0.0

5 上部団体別の状況

上部団体別に労働組合員数をみると、「日本労働組合総連合会沖縄県連合会（連合沖縄）」は、40,781人で、昨年より331人減少（△0.8%）しており、労働組合員数全体に占める割合（構成比）は70.0%で、前年に比べ0.3ポイント減少した。

「沖縄県労働組合総連合（県労連）」は、4,556人で、158人減少（△3.4%）しており、構成比は7.8%で、0.3ポイント低下した。

連合沖縄、県労連のいずれにも加盟していない「その他」は、12,934人で、274人の増加（2.2%）、構成比は22.2%で、前年より0.6ポイント上昇した。（第5表）

第5表 上部団体別労働組合数及び労働組合員数

上部団体	労働組合数	労働組合員数	構成比(%)		対前年増減数		対前年増減率(%)	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
計	500	58,271	100.0	100.0	△6	△215	△1.2	△0.4
連合沖縄	326	40,781	65.2	70.0	△3	△331	△0.9	△0.8
県労連	46	4,556	9.2	7.8	0	△158	0.0	△3.4
その他	128	12,934	25.6	22.2	△3	274	△2.3	2.2

6 パートタイム労働者の状況

パートタイム労働者の労働組合への加入状況をみると、加入労働組合数は75組合、パートタイム労働組合員数は5,455人で、前年に比べ2組合増加（2.7%）し、パートタイム労働組合員数も448人の増加（8.9%）となっている。

労働組合員数全体に占めるパートタイム労働組合員数の割合（構成比）は9.4%で、前年に比べ0.8ポイント上昇し、また、推定組織率も5.0%と、前年より0.2ポイント上昇した。（第6表）

第6表 パートタイム労働者の労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移

年	労働組合数	労働組合員数	構成比(%)	短時間雇用者数	推定組織率(%)	対前年増減数		対前年増減率(%)	
						組合数	組合員数	組合数	組合員数
H19	31	4,068	6.7	84,000	4.8	4	117	14.8	3.0
20	48	4,065	6.9	91,000	4.5	17	△3	54.8	0.1
21	41	4,701	8.0	98,000	4.8	△7	636	△14.6	15.6
22	44	4,363	7.4	96,000	4.5	3	△338	7.3	△7.2
23	73	5,007	8.6	104,000	4.8	29	644	65.9	14.8
24	75	5,455	9.4	109,000	5.0	2	448	2.7	8.9

（注）「短時間雇用者数」は、「労働力調査」の各年6月分の数値である。

沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証

県では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について企業独自の取組みを促し、労働者福祉の、向上を図ることを目的として、平成19年10月に「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」をスタートしました。

ワークライフバランス認証企業として認証されるための要件として、次世代育成支援対策支援対策推進法の“一般事業主行動計画の策定・届出”プラスαの取組みが求められます。

新たに認証された企業と取組みをご紹介します。

認証第32号 株式会社 ジャンボツアーズ

【代表取締役社長】 谷村 勝己

【所在地】 那覇市久茂地2-15-10

【取組内容】

- ・年次有給休暇及び看護休暇の時間単位での取得が可能
- ・女性の育児休業取得率100%
- ・育児休業及び介護休業終了後は原則として現職復帰

【PR】 今後の計画として、男性社員の育児休業取得や小学校入学前までの子を持つ労働者の短時間勤務制度導入を予定しています。

認証第33号 株式会社 琉球デリカサービス

【代表取締役】 田中 誠司

【所在地】 浦添市西洲 2-1-2

【取組内容】

- ・時間外労働 50%削減（対前年上期比）
- ・育児短時間勤務制度は小学校就学前の子も対象
- ・有給休暇の半日取得実績あり

【PR】 お客様に「安全・安心」な商品を提供し、おいしさだけではない価値をお届けするために、社内環境整備に取り組んでいます。

認証第34号 パナソニックコンシューマーマーケティング沖縄株式会社

【代表取締役社長】 仲宗根 孝

【所在地】 浦添市城間 4-23-11

【取組内容】

- ・週に2回のノー残業デーを実施
- ・育休中の派遣社員の採用による休職・復職しやすい環境整備
- ・育英支援金として18歳未満の子を扶養している社員を対象に、一人目と二人目に9千円、3人目以上に1万円支給。

【PR】 ひとりひとりが輝く、職場環境づくりに力を入れています。



認証 32号
(株)ジャンボツアーズ



認証34号
パナソニックコンシューマー沖縄(株)

認証33号
(株)琉球デリカサービス

県内企業の皆様へ

「働きやすい職場づくりを目指して」

～沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度～



●ワーク・ライフ・バランスとは

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいいます。

●ワークライフバランス推進のメリットには

- ①優秀な人材の確保－仕事も生活も両方充実させたいと考える人達が増えてきており、両立支援の取組みは人材確保のための大きなアピールになります。
- ②社員のやる気を引き出し、生産性アップ－仕事以外の活動が充実することで心身がリフレッシュされ、また身についた経験等が仕事に生かされます。
- ③業務の見直し・効率化－残業を減らし休暇を取得しやすくするため、業務の進め方や人事管理を工夫するきっかけとなります。

●沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度とは

沖縄県では、社員が仕事と生活を調和させながら、もてる能力を最大限に発揮できるよう支援する企業に対し認証を行っています。

●認証の要件

①沖縄県内の本社または事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う法人であること

②次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、沖縄労働局に届け出ていること

③ワーク・ライフ・バランス実現のための制度・実績があり、法を上回る労働条件等の整備を行っていること。

●認証のメリット

- ①認証された企業には認証書が交付されます。
- ②企業の概要やワーク・ライフ・バランスの取り組みの内容、また企業としてPRしたい事項を県のホームページ上に掲載します。
- ③県が発行する広報誌やパンフレットなどに掲載されます。

●取り組み支援

沖縄県では、仕事と生活の両立を支援を促進するため、ワーク・ライフ・バランスアドバイザーを無料派遣しています。

アドバイザーは、沖縄県社会保険労務士会から推薦を受けた社会保険労務士です。

※申込み後に企業選考があります。

◇お問い合わせ・お申込み先：沖縄県商工労働部労政能力開発課労政福祉班
(電話：098-866-2366)

試験

平成 25 年度前期 技能検定受検案内

職業能力開発促進法に基づく国家検定制度の平成 25 年度前期技能検定を次のとおり実施します。

受検受付	平成 25 年 4 月 8 日(月)から 4 月 19 日(金)まで 沖縄県職業能力開発協会 〒900-0036 那覇市西 3 丁目 14 番 1 号 (TEL) 098-862-4278 (FAX) 098-866-4964 (URL) http://www.oki-vada.or.jp	
実技試験	問題公表	平成 25 年 5 月 29 日(水)
	実施	平成 25 年 6 月 5 日(水)から 8 月 11 日(日)まで ★ 平成 25 年 6 月 5 日(水)から 9 月 10 日(火)まで
学科試験	平成 25 年 7 月 21 日(日) ★ 8 月 25 日(日)、9 月 1 日(日)、9 月 4 日(水)、9 月 8 日(日)	
合格発表	平成 25 年 8 月 23 日(金) ★ 平成 25 年 10 月 4 日(金)	

★写真を除く 3 級職種が対象

[実施職種]

○ 1・2 級(26 職種 37 作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
園芸装飾	室内園芸装飾作業	タイル張り	タイル張り作業
造園	造園工事作業	畳製作	畳製作作業
機械加工	普通旋盤作業	防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
	フライス盤作業		アクリルゴム系塗膜防水工事作業
	マシニングセンタ作業		シーリング防水工事作業
建築板金	内外装板金作業		FRP防水工事作業
工場板金	打出し板金作業	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	電気機器組立て		配電盤・制御盤組立て作業
建設機械整備	建設機械整備作業		熱絶縁施工
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	熱絶縁施工	保温保冷工事作業
家具製作	家具手加工作業	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
	いす張り作業	表装	壁装作業
建具製作	木製建具手加工作業	塗装	建築塗装作業
印刷	オフセット印刷作業		金属塗装作業
石材施工	石張り作業	広告美術仕上げ	広告面ペイント仕上げ作業
			とび
左官	左官作業		写真
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業	フラワー装飾	フラワー装飾作業

○ 3級(8職種 11作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
園芸装飾	室内園芸装飾作業	機械保全	機械系保全作業
造園	造園工事作業		電気系保全作業
		建築大工	大工工事作業
機械加工	普通旋盤作業	左官	左官作業
	フライス盤作業	写真	肖像写真作業
	マシニングセンタ作業	フラワー装飾	フラワー装飾作業

○ 単一等級(3職種 3作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカ-工事作業	産業洗浄	高圧洗浄作業
塗料調色	調色作業		

※ 産業洗浄は学科試験のみ実施。

募集

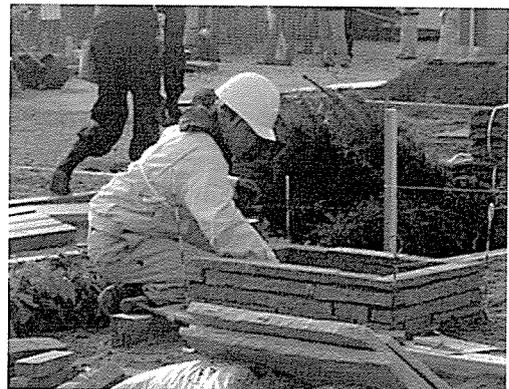
『平成25年度前期技能五輪沖縄県予選大会』 参加希望選手募集！

受付期間：平成25年4月8日(月)～4月19日(金)

青年技能者が技能レベルの日本一を競う技能五輪全国大会(平成25年10月予定)の沖縄県予選大会の参加希望選手を募集します。

1 競技職種

普通旋盤作業	木製建具手加工作業
タイル張り作業	婦人子供注文服製作作業
左官作業	フラワー装飾作業
家具手加工作業	



第50回技能五輪全国大会(造園作業)

2 競技日程

競技課題公表 平成25年5月29日(水)
 競技日 平成25年6月5日(水)～9月10日(火)
 (※期間中、競技ごとに定められた日)

3 参加資格 平成2年1月1日以降に生まれた者(23歳以下)
 (※学歴、実務経験年数の制限なし)

4 選抜の方法 当該職種に係る技能検定2級の実技試験課題により競技を行う。

5 参加手数料 16,500円

6 申込、お問い合わせ先

沖縄県職業能力開発協会
 〒900-0036 那覇市西3丁目14番1号
 (TEL) 098-862-4278 (URL) <http://www.oki-vada.or.jp/>

米軍関連施設で働いたことのある方およびご家族の方へ

＜石綿による健康被害の救済について＞

石綿による疾病は、数十年前の仕事でも発症します。

過去に、米軍関連施設で働いたことのある方は、石綿(アスベスト)にさらされる作業に従事した可能性があります。

◆石綿による疾病と認定された場合、労災保険制度または石綿健康被害救済制度による給付を受けられる場合があります。

●石綿が原因で病気になった場合の給付内容 (米軍関連施設で働いたことがある方等について)

	労災保険給付	特別遺族給付金	救済給付
支給対象者	①沖縄復帰後に米軍関連施設で働いていたことが原因で石綿による疾病を発症した方(本人) ②上記の遺族の方	沖縄復帰の前後にかかわらず、米軍関連施設で働いていたことが原因で石綿による疾病を発症した方(本人)の遺族であって、本人が亡くなってから一定期間(★)が経過した方 ★期間については、具体的事情により変わります。	①沖縄復帰前に米軍関連施設で働いていたことが原因で石綿による疾病を発症した方(本人) ②上記の遺族の方 注:救済給付は、労災等の給付を受けることができない石綿健康被害者及びその遺族を対象とした制度です。
給付内容(※)	①本人の方 ・療養補償給付 ・休業補償給付 ②遺族の方 ・遺族補償給付 など	・特別遺族年金(原則240万円/年) ・特別遺族一時金(1200万円)	①本人の方 ・医療費(自己負担分) ・療養手当(約10万円/月) ②遺族の方 ・特別遺族弔慰金 など
請求期限	給付内容により異なります。 ※遺族補償給付の請求権は、ご本人が亡くなった日の翌日から5年で時効により消滅します。時効消滅後は、特別遺族給付金の対象となります。	平成34年3月27日	給付の種類、対象疾病、死亡時期により異なります。

※給付内容は個別具体的な事情により変わりますので、ご留意下さい。

◆お心当たりのある方は、以下の機関にご相談ください。

・沖縄労働局労働基準部労災補償課 (労災保険給付、特別遺族給付金について)

TEL 098-868-3559

・各労働基準監督署

那覇 TEL 098-868-3344

沖縄 TEL 098-982-1263

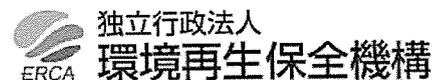
名護 0980-52-2691

宮古 0980-72-2303

八重山 0980-82-2344

・独立行政法人 環境再生保全機構 (救済給付について)

TEL(フリーダイヤル)0120-389-931



労働条件通知書を交付していますか。

◇労働者を雇い入れた際は、
賃金、労働時間などの労働条件を明示し、
書面を交付しなければいけません。

- ☆ 労働契約を結ぶにあたっては、契約期間、仕事内容、始業・終業時間、賃金、その他、法律で定められた重要事項について、書面を交付する必要があります。
- ☆ 労働条件通知書のモデル様式はホームページから入手できます。



◎ 有期労働契約について……

「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」も書面の交付によって明示しなければならない事項となります。（労働基準法施行規則第5条改正 25. 4. 1 施行）
なお、労働契約法の改正についてもご注意ください。

従業員数が 100 人以下 の事業主の皆さま！

平成 24 年 7 月 1 日から 改正育児・介護休業法 が全面施行されました。

就業規則への記載はもうお済みですか？

育児・介護休業法が改正され、平成22年6月30日から施行されました。（常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、平成24年7月1日から全ての規定が施行。）

育児・介護休業法に基づく紛争解決援助制度のご案内

沖縄労働局では、労働者と事業主との間で育児・介護休業等の民事上のトラブルが生じた場合、解決に向けた援助を行っています。

*** 援助の制度には、都道府県労働局長による援助と調停委員（弁護士や学識経験者等の専門家）による調停の2種類があります。 ***

◇改正育児・介護休業法等に関するお問い合わせは

沖縄労働局雇用均等室まで

電話：098-868-4380

（那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階）

平成24年取扱事件の概況について

今回は、平成24年に当委員会で取り扱った事件（不当労働行為の審査、労働争議の調整及び個別労働関係紛争のあっせん）の概況について、ご紹介します。

1 不当労働行為の審査

平成24年に取り扱った不当労働行為事件は5件で、うち、1件が命令（一部救済）を発出し、3件が和解、1件が却下で終結しております。審査の実施状況については、下記のとおりです。

平成24年12月31日現在

No.	事件番号及び事件名	申立事項	申立年月日	終結状況	調査回数	審問回数	審問の期間 の 日数
			終結年月日				
1	平成22年(不)第6号 沖縄セメント工業㈱事件	・団体交渉応諾	H22.12.27	命令 (一部救済)	6回	2回	430日 (1年2か月)
			H24.2.29				
2	平成23年(不)第1号 沖縄セメント工業㈱事件	・不利益取扱い ・支配介入	H23.4.12	和解 (関与)	5回	0回	490日 (1年4か月)
			H24.8.13				
3	平成23年(不)第3号 沖縄セメント工業㈱事件	・不利益取扱い ・支配介入	H23.7.12	和解 (関与)	7回	0回	399日 (1年1か月)
			H24.8.13				
4	平成23年(不)第4号 沖縄セメント工業㈱事件	・団体交渉応諾	H23.8.22	和解 (関与)	7回	0回	358日 (1年)
			H24.8.13				
5	平成24年(不)第1号(福) 沖縄県身体障害者福祉協 会(太希おきなわ)事件	・団体交渉応諾	H24.3.2	却下	1回	0回	214日 (7か月)
			H24.10.1				

※ 審査期間の日数は、申立日（当日含む。）から終結日までの所要日数である。

※ No.2は、平成23年10月19日付けでNo.3に併合（No.3の調査は、併合前に1回、併合後に6回実施）。

2 労働争議の調整

平成24年に取り扱った調整（あっせん）事件は11件で、すべて労働組合からの申請となっております。

(1) 取扱件数

(単位：件)

係属件数			終結状況					次年 繰越
前年 繰越	新規 申請	計	解決	打切	取下	不開始	計	
2	9	11	5	4	1	0	10	1

(2) 調整事項別件数(新規申請分)

組合承認 組合活動	賃金等	給与以外の 労働条件	経営又は人事	団交促進	その他
2	3	1	3	5	3

注) 申請は複数の調整事項を有することがあるため、申請件数とは一致しない。

(3) 業種別申請件数(新規申請分)

医療・福祉	サービス業	公務	その他	計
1	0	2	6	9

3 個別労働関係紛争のあっせん

平成24年に取り扱った個別労働関係紛争あっせん事件は1件で、労働者からの申請となっております。業種は、医療・福祉で、あっせん事項はパワハラ・嫌がらせに関する事となっており、打ち切りで終結となっております。

お問い合わせ先

沖縄県労働委員会事務局(県庁2階) TEL :098-866-2551
 ホームページ: インターネットで「沖縄県労働委員会」と入力し検索
 Eメール: aa160008@pref.okinawa.lg.jp

自己都合退職と解雇の失業給付の取扱い

● 相談内容 ●

勤続25年になる従業員Kさんが55歳を超えたので、力仕事が多い倉庫係から比較的無理のない配達係への配置転換を行いました。ところが、Kさんは退職届を提出して辞めてしまいました。後日、ハローワークからの連絡で、Kさんが失業給付の手続の際、「会社から退職届を提出するように仕向けられて提出したので、これは解雇だ」と言っているというのです。

会社としては、Kさんが自分の判断で退職届を提出したものと認識していましたので驚いています。今後、どのように対応すればよいのでしょうか。

● 相談回答 ●

ポイント

離職理由が自己都合によるものか解雇など事業主の働きかけによるものかによって、失業給付の給付日数や給付制限期間の有無の点で大きな違いがあります。離職者と会社との間で離職理由についての言い分が異なっている場合には、いずれの理由による離職かは、提出書類や事情聴取の結果、公共職業安定所長が判断して認定します。会社として理解していた経緯と内容についてハローワークで説明し、その判断に委ねることになります。

☆仕向けられてか、自ら提出したか

Kさんが配置転換をされた後、それについて苦情を言うでもなく、そのまま何事もなく退職したとしても、今回の会社側の措置に対する不満があったことも考えられます。それが解雇との主張につながったのかもしれない。

雇用保険の失業給付は、自己都合で退職した場合と会社の倒産・解雇や事業主からの働きかけにより離職した場合では給付制限や給付日数に大きな違いがあるとの説明を受けたのでしょうか。そこで、自分は仕向けられて退職届を提出したのだから解雇であると主張してきたものと考えられます。

Kさんの場合は、勤続25年になり被保険者期間も20年以上であるとすれば、離職理由が自己都合によるものと認定された場合（一般の離職者）には、基本手当の給付日数は150日となります。そして、ハローワークに休職の申込をした日から通算して7日の待期期間経過後、最大3か月間給付制限されます。

これに対し、解雇等の会社都合によるものと認定された場合（特定受給資格者）には、給付日数は330日となり、待期期間を経過すれば給付を受けることができます。

☆離職理由は公共職業安定所長が認定する

離職理由について会社と離職者との言い分が異なる場合の離職理由の認定は、公共職業安定所長が、提出書類や必要に応じて両者から聞き取りした結果に基づいて判断・決定することになっています。

「特定受給資格者」に該当するかどうかの判断基準は、解雇されたか否かといったものばかりではなく、退職せざるを得なくなって退職した場合も含んでいるなど幅広いものとなっています。

会社としては、退職に至る経緯をハローワークに説明し、手続に協力することが大切です。その結果、ハローワークがKさんの言い分を採用して、「特定受給資格者」と認定する場合もあると思います。

それは、あくまでもKさんの雇用保険の受給資格についての判断であって、会社には特に不都合があるというわけではありません。よって、その決定には異議を申し立てる必要はないと思われま

沖縄県労働経済指標

年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者数 (沖縄県)	完全失業率 (沖縄県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数 H22=100	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	那覇市	全国
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率			
平成13年	34,281	256,145	9,097	56,817	53	8.4	29,774	7,875	0.26	1,823	101.5	101.9
14年	33,656	261,222	9,472	49,238	52	8.3	30,625	9,158	0.30	1,937	100.3	101.0
15年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	100.0	100.7
16年	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	100.1	100.7
17年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,485	99.3	100.4
18年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	99.1	100.7
19年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	99.5	100.7
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	101.6	102.1
21年	32,068	284,657	12,008	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	100.8	100.7
22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	100.0	100.0
23年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	99.9	99.7
24年12月	31,850	268,117	12,761	123,342	48	7.1	35,762	12,157	0.34	1,706	99.7	99.4
1月	32,449	269,892	13,053	120,573	50	7.5	36,078	12,802	0.35	1,716	99.8	99.6
2月	32,510	268,037	12,910	120,972	47	7.2	37,185	14,859	0.40	1,942	99.8	99.8
3月	32,286	268,868	12,961	114,263	44	6.8	39,737	16,616	0.42	3,103	100.2	100.3
4月	32,725	278,874	12,981	113,410	60	8.9	40,860	14,979	0.37	2,962	100.0	100.4
5月	32,823	277,569	13,013	116,257	55	8.3	39,812	14,977	0.38	2,371	99.8	100.1
6月	32,744	277,739	13,176	117,007	44	6.6	38,006	14,539	0.38	2,257	99.4	99.6
7月	32,716	271,404	13,215	124,397	38	5.5	36,921	14,152	0.38	2,046	99.4	99.3
8月	32,619	274,335	13,267	124,305	43	6.3	35,694	14,618	0.41	1,984	99.7	99.4
9月	32,596	275,324	13,248	119,584	45	6.6	34,708	14,514	0.42	1,928	99.6	99.6
10月	32,597	277,884	13,317	120,759	40	5.9	34,790	14,815	0.43	2,167	99.5	99.6
11月	32,580	279,927	13,346	120,192	40	5.9	33,441	14,309	0.43	1,979	99.4	99.2
資料出所	県統計課					沖縄労働局					県統計課	

年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
平成13年	154.0	162.4	142.8	151.1	11.2	11.3	397,366	318,669	309,254	258,020	88,112	60,649
14年	153.1	159.1	141.7	149.4	11.4	9.7	387,638	323,993	305,700	262,059	81,938	61,934
15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211
16年	153.3	154.1	140.9	144.8	12.4	9.3	376,964	281,400	299,380	235,425	77,584	45,975
17年	152.4	153.5	140.0	145.3	12.4	8.2	380,438	275,214	300,918	232,352	79,520	42,862
18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年	149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
24年12月	150.1	151.1	137.4	140.6	12.7	10.5	668,705	483,213	293,666	235,317	375,039	247,896
1月	140.9	147.4	128.9	137.7	12.0	9.7	296,910	226,970	287,575	226,558	9,335	412
2月	151.4	150.0	139.1	140.8	12.3	9.2	293,562	226,502	290,320	223,247	3,242	3,255
3月	170.2	174.5	154.4	160.3	15.8	14.2	376,033	305,204	352,700	283,675	23,333	21,529
4月	171.2	172.0	155.6	159.6	15.6	12.4	365,556	283,554	352,850	277,872	12,706	5,682
5月	164.4	169.5	149.6	157.8	14.8	11.7	358,331	276,328	347,318	275,320	11,013	1,008
6月	172.5	172.8	157.8	160.7	14.7	12.1	653,786	469,684	349,265	280,250	304,521	189,434
7月	153.2	151.7	141.2	142.3	12.0	9.4	408,922	277,220	289,540	223,731	119,382	53,489
8月	148.4	152.1	136.8	142.7	11.6	9.4	299,197	242,125	288,158	223,967	11,039	18,158
9月	148.1	146.7	136.3	137.0	11.8	9.7	294,154	224,443	288,377	224,217	5,777	226
10月	152.5	152.2	140.4	142.3	12.1	9.9	296,223	227,112	289,631	225,430	6,592	1,682
11月	155.3	151.5	143.1	141.6	12.2	9.9	306,102	234,296	289,524	224,819	16,578	9,477
資料出所	県統計課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上

注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂



「労働おきなわ」121号 (琉球労働から通巻195号)

2013年3月31日発行

編集・発行／沖縄県商工労働部労政能力開発課
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
TEL(098)866-2366
FAX(098)866-2355

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/index.html>

発行人／武田 智
印刷所／文字工房 ポスト
〒901-1111 南風原町字兼城631-1
(コーポ津波古101号)
TEL(098)889-6266
FAX(098)888-2297
